

平成十八年厚生労働省令第三十五号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方に関する基準
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十四条第一項第二号並びに第百五十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方に関する基準を次のように定める。

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 削除

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針（第四十六条）

第二節 人員に関する基準（第四十七条～第四十八条）

第三節 設備に関する基準（第四十九条～第五十一条）

第四節 法に関する基準（第五十六条～第五十七条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第五十八条～第六十一条）

第六節 基本方針（第六十二条～第六十三条）

第七節 人員に関する基準（第六十四条～第六十五条）

第八節 設備に関する基準（第六十六条～第六十七条）

第九節 法に関する基準（第六十八条～第六十九条）

第十節 基本方針（第六十九条～第七十条）

第十一節 人員に関する基準（第七十一条～第七十二条）

第十二節 設備に関する基準（第七十三条～第七十四条）

第十三節 法に関する基準（第七十五条～第七十六条）

第十四節 基本方針（第七十七条～第七十八条）

第十五節 人員に関する基準（第七十九条～第八十条）

第十六節 設備に関する基準（第八十一条～第八十二条）

第十七節 法に関する基準（第八十三条～第八十四条）

第十八節 基本方針（第八十五条～第八十六条）

第十九節 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針（第八十七条）

第二節 人員に関する基準（第八十八条～第八十九条）

第三節 設備に関する基準（第九十条～第九一条）

第四節 法に関する基準（第九十二条～第九十三条）

第二章 介護予防通所リハビリテーション	第一节 基本方針（第一百六十四条）	第三节 人員に関する基準（第一百七十七条）	第五节 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第一百八十九条～第二百一十二条）
第三章 介護予防短期入所生活介護	第一节 基本方針（第一百二十八条）	第二節 人員に関する基準（第一百二十四条～第一百三十三条）	第七章 削除
第四章 介護予防訪問看護	第一节 基本方針（第一百三十九条）	第三節 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第八章 介護予防通所リハビリテーション
第五章 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第五十五条～第五十七条）	第一节 基本方針（第一百三十三条～第一百三十五条）	第四節 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十条）	第一节 基本方針（第一百三十六条～第一百三十八条）
第六章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護	第一节 基本方針（第一百三十二条）	第五節 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第二节 人員に関する基準（第一百三十六条～第一百三十八条）
第七章 関連規定	第一节 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第六节 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護	第三节 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）

第八章 介護予防通所リハビリテーション	第一节 基本方針（第一百六十四条）	第三节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第五章 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第一百三十九条～第二百一十二条）
第九章 介護予防短期入所生活介護	第一节 基本方針（第一百二十八条）	第二節 人員に関する基準（第一百二十四条～第一百三十三条）	第六节 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
第十章 介護予防特定施設入居者生活介護	第一节 基本方針（第一百三十二条）	第三節 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第七节 削除
第十一章 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第一节 基本方針（第一百三十九条～第一百四十一条）	第四节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第八章 介護予防通所リハビリテーション
第十二章 介護予防福祉用具貸与	第一节 基本方針（第一百三十六条～第一百三十八条）	第五节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第一节 基本方針（第一百三十六条～第一百三十八条）
第十三章 特定介護予防福祉用具販売	第一节 基本方針（第一百三十六条～第一百三十八条）	第六节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第二节 人員に関する基準（第一百三十六条～第一百三十八条）
第十四章 基本方針（第二百八十九条）	第一节 基本方針（第二百三十三条～第二百三十五条）	第七节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第三节 人員に関する基準（第一百三十六条～第一百三十八条）
附則	第一章 総則	第八节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）	第四节 人員に関する基準（第一百三十九条～第一百四十一条）

第一章 総則	第一节 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。	第一节 人員に関する基準（第一号～第三号）	第一节 基本方針（第一号～第三号）
附則	第一章 総則	第二节 人員に関する基準（第四号～第六号）	第二节 人員に関する基準（第四号～第六号）
第一号	第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第二百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。	第一号	第一号
第二号	第二号	第二号	第二号
第三号	第三号	第三号	第三号
第四号	第四号	第四号	第四号
第五号	第五号	第五号	第五号
第六号	第六号	第六号	第六号

第一節 介護予防訪問リハビリテーション	第一节 基本方針（第七十八条）	第二节 人員に関する基準（第七十九条～第八十条）	第三节 人員に関する基準（第七十一条～第七十二条）	第四节 人員に関する基準（第七十三条～第七十四条）	第五节 人員に関する基準（第七十五条～第七十六条）	第六节 人員に関する基準（第七十七条～第七十八条）	第七节 人員に関する基準（第七十九条～第八十条）
第二節 基本方針（第七十九条）	第一节 人員に関する基準（第七十九条）	第二节 人員に関する基準（第七十九条）	第三节 人員に関する基準（第七十九条）	第四节 人員に関する基準（第七十九条）	第五节 人員に関する基準（第七十九条）	第六节 人員に関する基準（第七十九条）	第七节 人員に関する基準（第七十九条）
第三節 設備に関する基準（第八十条）	第一节 人員に関する基準（第八十条）	第二节 人員に関する基準（第八十条）	第三节 人員に関する基準（第八十条）	第四节 人員に関する基準（第八十条）	第五节 人員に関する基準（第八十条）	第六节 人員に関する基準（第八十条）	第七节 人員に関する基準（第八十条）
第四節 法に関する基準（第八十一条）	第一节 人員に関する基準（第八十一条）	第二节 人員に関する基準（第八十一条）	第三节 人員に関する基準（第八十一条）	第四节 人員に関する基準（第八十一条）	第五节 人員に関する基準（第八十一条）	第六节 人員に関する基準（第八十一条）	第七节 人員に関する基準（第八十一条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方に関する基準（第八十二条）	第一节 人員に関する基準（第八十二条）	第二节 人員に関する基準（第八十二条）	第三节 人員に関する基準（第八十二条）	第四节 人員に関する基準（第八十二条）	第五节 人員に関する基準（第八十二条）	第六节 人員に関する基準（第八十二条）	第七节 人員に関する基準（第八十二条）
第六節 基本方針（第八十三条）	第一节 人員に関する基準（第八十三条）	第二节 人員に関する基準（第八十三条）	第三节 人員に関する基準（第八十三条）	第四节 人員に関する基準（第八十三条）	第五节 人員に関する基準（第八十三条）	第六节 人員に関する基準（第八十三条）	第七节 人員に関する基準（第八十三条）
第七節 介護予防訪問看護	第一节 基本方針（第八十四条）	第二节 人員に関する基準（第八十五条～第八十六条）	第三节 人員に関する基準（第八十五条～第八十六条）	第四节 人員に関する基準（第八十五条～第八十六条）	第五节 人員に関する基準（第八十五条～第八十六条）	第六节 人員に関する基準（第八十五条～第八十六条）	第七节 人員に関する基準（第八十五条～第八十六条）
第八節 基本方針（第八十七条）	第一节 人員に関する基準（第八十七条）	第二节 人員に関する基準（第八十七条）	第三节 人員に関する基準（第八十七条）	第四节 人員に関する基準（第八十七条）	第五节 人員に関する基準（第八十七条）	第六节 人員に関する基準（第八十七条）	第七节 人員に関する基準（第八十七条）
第九節 介護予防居宅療養管理指導	第一节 基本方針（第八十八条～第八十九条）	第二节 人員に関する基準（第一百六十五条～第一百六十七条）	第三节 人員に関する基準（第一百六十五条～第一百六十七条）	第四节 人員に関する基準（第一百六十五条～第一百六十七条）	第五节 人員に関する基準（第一百六十五条～第一百六十七条）	第六节 人員に関する基準（第一百六十五条～第一百六十七条）	第七节 人員に関する基準（第一百六十五条～第一百六十七条）

第一節 基本方針（第一号～第三号）	第一号	第二号	第三号
第二節 人員に関する基準（第四号～第六号）	第四号	第五号	第六号
第三節 設備に関する基準（第七号～第九号）	第七号	第八号	第九号
第四節 法に関する基準（第十号～第十二号）	第十号	第十一号	第十二号

「五百二十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市、以下この条において同じ。」が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五十七条第六号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百四十五条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百八十条、第一百八十一條、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九条の二第一項（第六十一条及び第一百八十三条第一項第一号及び第二項第一号）並びに附則第四条（第一百八十三条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定による基準

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九条の二第一項（第六十一条及び第一百八十条において準用する場合に限る。）、第四十九条の三（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の二の一（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の十（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の三（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十三条の五（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の十の二（第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十七条第三号及び第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第一百三十三条第一項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百三十三条の二第二項（第一百八十八十五条において準用する場合に限る。）、第一百三十九条の二第二項（第一百八十九条において準用する場合に限る。）、第一百三十九条第七項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百三十九条第六項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第二百七十三条第六項（第二百八十九条において準用する場合に限る。）、第二百八十九条第七項（第二百八十九条において準用する場合に限る。）の規定による基準

第二百八十三条並びに附則第十九条及び附則
第二十条の規定による基準
第一条第三項第二号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第一百八十二条第一項、第一百三十二条第三項第一
号及び第六項第一号口、第一百五十三条第六項
第一号イ(3)、第一百八十八条第一項第一号
(療養室に係る部分に限る)、第二号(病室
に係る部分に限る)、第三号イ(病室に係る
部分に限る)及び第四号(療養室に係る部
分に限る)、第二百五十五条第一項(療養室に係
る部分に限る)、第二百二項(病室に係る部分に
限る)、第三項(病室に係る部分に限る)並
び第四項(療養室に係る部分に限る)並
びに附則第一条(第一百三十二条第六項第一号
口に係る部分に限る)、附則第八条及び附則
第十二条の規定による基準

道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの (定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行なう者をいう。

二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。

三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定期間内に定められた費用の額とする)をいう。

五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

七 共生型介護予防サービス 法第一百十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 (指定介護予防サービスの事業的一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 指定介護予防サービスの事業を運営するに当たつては、地

域との結び付きを重視し、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たつては、法第一百八十一条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めなければならない。

第二章 削除

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針

第四十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護 (以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。) の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第四十七条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行なう者 (以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。) が当該事業を行なう事業所 (以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」といいう。) において「介護予防訪問入浴介護従業者」といいう。

「指定介護予防訪問入浴介護従業者」といいう。の員数は次のとおりとする。

一 看護師又は准看護師 (以下この章において「看護職員」という。) 一以上

二 介護職員 一以上

前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)

2 指定介護予防サービス事業者は、利用申込者又はその家族の申出があつた場合に代えて、第

の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護 (指定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第四十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護の提供を受けた者は、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにそ

の旨を記録する方法

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

五 項で定めるところにより、当該利用申込者はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて利用申込者の同意を得なければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的記録媒体 (電子的記録) (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百九十三条第一項において同じ。) に係る記録媒体をいう。) をもつて調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要な事項を提供

<p>第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p>	<p>しょうとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護問入浴介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p>
<p>第四十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p>	<p>第四十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならぬ。（受給資格等の確認）</p> <p>第四十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護被保険者証に、法第百五十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に記載されていなかった場合は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p>
<p>第四十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(介護予防支援事業者等との連携)</p>	<p>第四十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)</p>
<p>第四十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれに</p>	<p>に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われてゐるかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿つた指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>(介護予防サービス計画等の変更の援助)</p> <p>第四十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行わなければならぬ。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p>
<p>第五十条 指定介護予防訪問入浴介護の費用の支払</p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p>も該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に對して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者がら利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護の費用の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができない。</p> <p>1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費用の額の支払に該当しない。</p> <p>2 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第五十条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>1 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるととき又は要介護状態になつたと認められるとき。</p>

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第五十一条 介護予防訪問入浴介護事業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行つてゐるときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

第五十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
五 通常の事業の実施地域
六 サービスの利用に当たつての留意事項
七 緊急時等における対応方法
八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第五十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護事業者によつて指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、

防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。そ

の際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修指針を整備すること。

6 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、指針を整備すること。

7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修指針を整備すること。

9 指定介護予防訪問入浴介護従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修指針を整備すること。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予

防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

10 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予

防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第五十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対して特定の事業者によるサービスを提供することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の十九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の二十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の二十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の二十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の二十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の二十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

第五十三条の二十五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により市町村が行う文書その他の物を記録しなければならない。

は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業に關する利用者から的一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者による介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

2 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

3 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第五十七条第四号の規定による身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

四 第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもつて行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。

ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる一人を当該サービスの提供の責任者とする。

他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

(第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準)

第五十八条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行つては、「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)が、当該事業を行つては、「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 看護職員 一以上

二 介護職員 一以上

三 看護職員 一以上

四 看護職員 一以上

五 看護職員 一以上

六 看護職員 一以上

七 看護職員 一以上

八 看護職員 一以上

九 看護職員 一以上

十 看護職員 一以上

十一 看護職員 一以上

十二 看護職員 一以上

十三 看護職員 一以上

十四 看護職員 一以上

十五 看護職員 一以上

十六 看護職員 一以上

十七 看護職員 一以上

十八 看護職員 一以上

十九 看護職員 一以上

二十 看護職員 一以上

二十一 看護職員 一以上

二十二 看護職員 一以上

二十三 看護職員 一以上

二十四 看護職員 一以上

二十五 看護職員 一以上

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に努めることが、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもつて行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。

ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる一人を当該サービスの提供の責任者とする。

二十三 看護職員 一以上

二十四 看護職員 一以上

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に努めることが、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもつて行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。

ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる一人を当該サービスの提供の責任者とする。

二十三 看護職員 一以上

二十四 看護職員 一以上

合については、指定居宅サービス等基準第五十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六十一条 第一節、第四節（第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは、「第六十一条において準用する第五十三条」と、第四十九条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針

第六十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（看護師等の員数）

第六十三条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」といいう。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）

<p>第六十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理職者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第六十五条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備え</p>	<p>イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）常勤換算方法で、二、五以上となる員数</p>
<p>第六十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第六十八条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者等に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>第六十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪</p>	<p>（緊急時等の対応）</p>	<p>第六十条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護の提供を行っているときを利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。</p>	<p>（運営規程）</p>	<p>なければならぬ。ただし、当該指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>

訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適當数置くべきものとする。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護でなければならぬ。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行なう場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

6 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

7 指定介護予防訪問看護事業者は、看護の提供を行っているときを利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。
一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間
四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
五 通常の事業の実施地域
六 緊急時等における対応方法
七 虐待の防止のための措置に関する事項
八 その他運営に関する重要な事項 (勤務体制の確保等)

第七十二条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
（記録の整備）
第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、從業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一 第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
二 介護予防訪問看護計画書
三 介護予防訪問看護報告書
四 次条において準用する第四十九条の十三第三項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
五 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

第六 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
七 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採取された処置についての記録
（準用）
第七十四条 第四十九条の二、第四十九条の三、第四十九条の五から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条及び第五十三条の二から第五十三条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、歴史」と、第五十三条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）
第七十五条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる個性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第七十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書の内容に沿つて作成しなければならない。
（主治の医師との関係）
第七十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。
指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たつて主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

（主治の医師との関係）
第七十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。
指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たつて主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
（前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。）
第五節 介護予防訪問リハビリテーション
第七十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護計画書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防訪問看護事業者は、モニタリングの結果も踏まえ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防訪問看護事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。
（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）
第七十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行った期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施

び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況的確な把握を行うものとする。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該第一項中「第五十三条」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書の変更に同意を得なければならない。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たつては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当に行うものとする。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たつては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもつてサービスの提供を行ふものとする。

九 特殊な看護等については、これを行つてはならない。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行つてはならない。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防訪問看護事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかるず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

十六 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかるず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

十七 指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

十八 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たつて主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。

十九 指定介護予防訪問看護の提供に当たつては、接する連携を図らなければならない。

二十 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

二十一 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護計画書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防訪問看護事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

二十二 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護計画書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防訪問看護事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第七十九条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業者

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する人員に関する基準を満たしておるものとみなすことができる。

三 第三節 設備に関する基準

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行つたためには必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

二 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において、一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、その他の居宅における事業所と同様に、次に掲げる運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

（利用料等の受領）

二 第四節 運営に関する基準

第八十一条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

二 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

三 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用するから受けることができる。

四 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。（運営規程）

二 第五節 介護予防のための効果的な支援

第八十二条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

（利用料等の受領）

二 第四節 運営に関する基準

第八十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

二 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（準用）

四 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

五 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

二 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、及び備品等）と、第七十二条の二中「看護師等」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十四条の二及び第五十三条の四第四条中「第五十三条の二」とあるのは「第八十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの方法に関する基準）

四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利

用料及びその他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他運営に関する重要な事項（記録の整備）

二 第五節 介護予防のための効果的な支援

第八十四条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一までの規定中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第六十七条及び第七十二条の二の規定は、第六十七条及び第七十二条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十四条の二及び第五十三条の四第四条中「第五十三条の二」とあるのは「第八十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の二第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

三 第五節 介護予防のための効果的な支援

第八十五条 指定介護予防訪問リハビリテーションの方法に関する基準

（指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

二 第五節 介護予防のための効果的な支援

第八十五条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目

標を設定し、計画的に行わなければならない。

い。

一 事業の目的及び運営の方針	二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間	四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
五 通常事業の実施地域	六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 その他運営に関する重要な事項	(記録の整備)
八 第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利

用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に對し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)
2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。
3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。
4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な方針）	（准用）
第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ	るによるものとする。
一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。	二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に對し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならぬ。
六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録に記録するものとする。
一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的の管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならぬ。
六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録に記録するものとする。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に對し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならぬ。
六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録に記録するものとする。
一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的の管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
四 指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針
五 通常事業の実施地域
六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 その他運営に関する重要な事項
八 第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利

一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間
四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
五 通常事業の実施地域
六 虐待の防止のための措置に関する事項
七 その他運営に関する重要な事項
八 第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針

第一百六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

第一百七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次とのおりとする。
 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
 イ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者）
 ハ 指定通所リハビリテーション事業者をいい。以下の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行なう場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーションの事業者と、以下この節及び次節において同一の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーションの事業者をい。以下同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーションの事業者をい。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定期間内に規定する指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）

所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーションの事業者をい。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定期間内に規定する指定通所リハビリテーション（指定居宅

サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーションの事業者をい。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定期間内に規定する指定通所リハビリテーション（指定居宅

を行なう時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかるわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者が百又はそぞの端数を増すごとに一以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第二節 設備に関する基準

第一百八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行なふにふさわしい専用の部屋等であつて、三平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーション事業所が有しない場合を除く）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

1 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が指定通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第百十二条第一項及び第二項に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業と、前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者をい。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定期間内に規定する指定通所リハビリテーション（指定期間内に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならぬ。

第四節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第一百八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をい。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定期間内に規定する指定通所リハビリテーション（指定期間内に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をい。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定期間内に規定する指定通所リハビリテーション（指定期間内に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）

5 第一項第一号の医師は、常勤でなければならぬ。（緊急時等の対応）

第一百八条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者等の責務）

第一百九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための指揮命令を行うものとする。
第一百二十条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間
四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
六 通常の事業の実施地域
七 サービス利用に当たつての留意事項
八 非常災害対策
九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 その他運営に関する重要な事項 (勤務体制の確保等)
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業者に対する指導を受ける。従業者の設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。(定員の遵守)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第一百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(非常災害対策)
第一百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
3 次条において準用する第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
4 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
5 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によつて指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならぬ。指定介護予防通所リハビリテーション事業者所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
第一百二十条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーションの確保等)。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
1 介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る記録
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る記録
3 次条において準用する第五十三条の三に規定する市町村への通知に係る記録
4 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
5 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の処遇に直接影響を及ぼさなければならぬ。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション事業者は、全般的な状況の的確な把握を行うものとする。
第一百二十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者に対する研修及び定期的な評価を行つてはならない。
3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全般的な状況の的確な把握を行うものとする。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
1 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること)。
第五節 介護予防のための効果的な支援
3 指定介護予防通所リハビリテーションの基本の方法に関する基準
第一百二十四条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講されるとともに、その結果について、介護予防所の取扱方針

心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成され、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。

五 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行ふものとする。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

九 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、

適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

十 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防サービス計画を作成した指定介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防サービス計画を作成した指定介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまで、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行うものとする。

(以下この条において「モニタリング」という)を行うものとする。

十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十二 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行ふものとする。

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第一百一十六条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供する。

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

第一百一十七条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならぬ。

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 基本方針

第一百一十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

一 医師 一以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行ふものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護事業者の員

数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第二百二十一条第一項に規定する指定短期期入

所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第二百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第二百二十条から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第一百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者

者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

（利用定員等）

指定介護予防短期入所生活介護事業者

は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第二百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかる。その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の規定にかかる。都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消防体制を整備すること。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第二百二十三条规定に規定するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（設備及び備品等）

指定介護予防短期入所生活介護事業所には、

次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必

要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の遭遇に支障がない場合は、

居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けない

ことができる。

（一）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

（二）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（三）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等の難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制を図ること。

二 一 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、

次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の遭遇に支障がない場合は、

居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けない

ことができる。

（一）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

（二）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（三）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等の難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制を図ること。

（四）指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

第一百二十九条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とする設備を有することで足りるものとする。第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室
イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室
イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行なう際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

三 洗面設備
四 浴室
五 洗面設備

要支援者が入浴するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が入浴するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が入浴するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

要支援者が使用するのに適したものとする便所

前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次とのおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊段の傾斜を緩やかにすること。

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

第一百三十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定

介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定

短期入所生活介護事業者に該当する場合については、指定居宅サービス等基準第二百二十四条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

る。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第一百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十八条规定する重要な事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

二 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第一百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

三 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防

短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サー

ビス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者がから支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようになければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の二）

三 第二項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額

（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。

二 滯在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各号に規定する特別な居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用

四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定めた場合を除く。）

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

四 緊急時等の対応

五 東等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

六 理美容代

前各号に掲げるもののほか、指定介護予防

短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによること。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

6 (身体的拘束等の禁止)

第七章 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各号に規定する特別な居室の提供を行なつたときに、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各号に規定する滞在費の基準費用額（同条第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする）

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各号に規定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各号に規定する送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定めた場合を除く。）

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各号に規定する理美容代

6 (運営規程)

第七章 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な

事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- (定員の遵守)

第百三十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
第一項 第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
第二項 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

- 1 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防サービス計画において位置付けられたる担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員が、緊密に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対する介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項目各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。(衛生管理等)
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第二項 第百三十九条第一項の規定による事項
第三項 第百三十九条第一項の規定による事項
第四項 第百三十九条第一項の規定による事項

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止そのための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護事業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- (地域等との連携)

第百四十一条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たつては、地域住民又はその自發的活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第二項 第百四十二条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第一百二十条の二及び第一百二十条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項及び第五十三条の十の二第二号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第一百三十八条」と、第一百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第三項 第百四十二条第一項の規定による事項(準用)

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

6 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

5 次条において準用する第五十三条の三の規定による市町村への通知に係る記録

5 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

2 二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自ら立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針

1 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の正確な把握を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者の心身の状況等の変化を定期的に評価し、利用者の日常生活全般的な状況の把握を行うものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合、その期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録は、当該計画の内容に沿つて作成しなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なうものとする。

七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護) 第百四十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならぬ。

第二款 介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清潔しなければならない。

三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行ななければならない。

四 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、お各項目に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行ななければならぬ。

五 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

六 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、そ

第七款 介護予防短期入所生活介護事業者は、(食事) 第百四十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第一百四十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要

に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならぬ。

(健康管理) 第百四十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助) 第百四十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供) 第百五十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行ななければならない。

第二款 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二款 第百五十二条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少數の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの)をいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二款 第百五十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行なう者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、百第五十九条において準用する第百四十二条において準用する第百二十条の第四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要な事項を定めること。

ロ 第百五十九条において準用する第百四十一条において規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されないと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第三款 第百五十四条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行なう者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

一 避難口の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

三 分散型の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第一款 第百五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準

第一款 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準

第一款 第百五十六条 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一緒に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)においては、前項の規定にかかるわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「併設ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所併設本体施設の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併

設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。

ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該ユニットの共同生活室に設けること。

7

二 屋内

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

八 浴室

要支援者が入浴するのに適したものとすること。

二 洗面設備

1 廊下、共同生活室、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

7

二 洗面設備

(1) 共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

八 浴室

1 廊下、共同生活室、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。

2 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えない。

3 防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下の節及び第百五十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下の節において同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）の数の上限をいう。

8

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

7

二 洗面設備

(1) 共同生活室の規定により特定入所者介護予防サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユ

8

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

7

二 洗面設備

(1) 共同生活室の規定により特定入所者介護予防サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユ

8

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

7

二 洗面設備

(1) 共同生活室の規定により特定入所者介護予防サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユ

8

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

9

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

7

二 洗面設備

(1) 共同生活室の規定により特定入所者介護予防サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユ

8

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

9

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

六 口 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

二	従業者の職種、員数及び職務の内容
三	利用定員（第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
四	ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
五	指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
六	通常の送迎の実施地域
七	サービス利用に当たつての留意事項
八	緊急時等における対応方法
九	非常災害対策
十	虐待の防止のための措置に関する重要事項
十一	その他運営に関する重要な事項 (勤務体制の確保等)
十二	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
十三	生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
十四	介護事業所ごとに從業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
十五	前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 四　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者によつてユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者によつてユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者によつてユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定

第一百五十七条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容
第一百五十八条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定介護予防短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、灾害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
第一百五十九条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
第一百六十条	指定介護予防短期入所生活介護の内容
第一百六十二条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行わなければならぬ。

第一百六十三条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことのできるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。
第一百六十四条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
第一百六十五条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
第一百六十六条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の二の準用に係る部分は除く。までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百三十三条第一項中「第一百三十八条」とあるのは、「第一百五十六条」と、第一百四十一項第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百五十九条において準用する次条」と読み替えるものとする。

第一百六十七条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
第一百六十八条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
第一百六十九条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
第一百七十一条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
第一百七十二条	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)
第一百六十五条 介護予防短期入所生活介護に係る

共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行ふ指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第一百八十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準百四十四条に規定する指定短期入所をいう。この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていらない居室を利用して指定短期入所の事業を行ふ場合において、当該事業を行ふ事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業において満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　指定短期入所事業所の居室の面積を、当該指定短期入所事業所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

二　指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

三　共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、百二十条の二及び第一百一十八条及び第三百三十条並びに第四節（第一百四十二条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第一百三十八条」と、同項並びに第五十三条の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百三十三条第一項、第一百三十七条並びに第三百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第一百四十二条第二項第二号中「次条において準用する第四十九条の十三第二項」とあるのは「第四十九条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十条の三」とあるのは「第五十条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十三条の八第二項」とあるのは「第五十三条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十三条の十第一項」とあるのは「第五十三条の十第二項」と読み替えるものとする。

事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活介護の事業を開始する場合は、推定数を當むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行ふ能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加え、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第百四十条の二十七第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすこととをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第一百八十二条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用定員等)

第一百八十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けられることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の二十九第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定

する基準を満たしているものとみなすことがで
きる。

(設備及び備品等)

第一百八十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所等の他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一 居室

二 食堂

三 機能訓練室

四 浴室

五 便所

六 洗面所

七 静養室

八 面接室

九 介護職員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行った際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

する基準を満たしているものとみなすことである。

(設備及び備品等)

第一百八十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第一百八十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十三条の九第二項を除く）、第一百二十条の二、第一百二十条の四、第一百二十八条並びに第四節（第一百三十五条第一項及び第一百四十二条を除く）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条の二中「法定代理受領サービス」に該当しない指定介護訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十三条の二の第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防

第一百八十六条 第十章 介護予防短期入所療養介護 第一節 基本方針

第一百八十七条 第二節 人員に関する基準

指定介護予防サーサービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防の員数は、次のとおりとする。

一 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同定する療養病床を有する病院又は診療所における必要とされる数が確保されために必要な数以上とする。

二 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する病院又は診療所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士の員数は、それぞれ同定する療養病床を有する病院又は診療所における必要とされる数が確保されために必要な数以上とする。

三 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき看護師若しくは介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合に

おける法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものと除く。）を有することとする。

二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

三 診療所（療養病床を有するものと除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ロ ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五十年厚生労働省令第五号））

条及び第二百九条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

る費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。）

2 防短入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十三条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（対象者）

第一百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

一 介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費（被用者に支給された場合は、同条第二項の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項に規定する滞在費の基準費用額（同条第二号に規定する滞在費の基準費用額）に該当する費用）

三 第四項の規定により該当特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（限度とする。）

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことによる必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

八 通常の送迎の実施地域

（運営規程）

第一百九十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要なこと。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとす

るものとする。

四 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に對し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対する

（定員の遵守）

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を當該介護老人保健施設の入所者とみなしした場合

に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行ふ場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

（記録の整備）

第一百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

二 指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の方号に掲げる記録を整備して、その完結の日から二年間保存しなければならない。

三 第一百九十一條第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二条（準用）

第一百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第二百二十条の一、第二百二十条の二、第二百二十条の三、第二百二十条の四、第二百二十条の五、第二百二十条の六、第二百二十条の七から第二百二十条の九まで（第二百二十条の八第二項を除く。）、第二百二十条の十、第二百二十条の十一）

四、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十四条第二項、第二百四十二条及び第二百四十四条の二の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十二条」とあるのは「第二百九十二条」と、第二百二十二条の二第三項及び第四項並びに第二百二十二条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第二百三十三条第一項中「第二百三十八条」とあるのは「第二百九十二条」と「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とする。

第五節 介護予防のための効果的な支援

（指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針）

第一百九十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならぬ

（指定期間による苦情の内容等の記録）

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならぬ。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（治療の方針）

第一百九十七条 指定介護予防短期入所療養介護の提供に當たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることとその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針）

第一百九十七条 指定介護予防短期入所療養介護の提供は、方針は、第八十六条规定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとところによるものとする。

一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況と現状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所者と定期的に面接を行なうものとする。すると利用者が予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づいて、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

（治療の方針）

第一百九十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二百条 看護及び医学的管理の下における介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、入浴させ、又は清しきしなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、いつもを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならぬ。
 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二百一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二百二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行いうよう努めるものとする。
 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかるらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であつて、その全において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）をいいう。

以下この章において同じ。）により、同一の章において同一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(基本方針)

第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人

格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

第二百五条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

2 介護病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。
 (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
 (iii) 一の病室の床面積等は、十・六・五平方メートル以上とすること。
 (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室

(i) 共同浴室は、いずれかのユニットの

三 行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二百三十条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床をする病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

六 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室について、は、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。
 (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 (iii) 一の病室の床面積等は、十・六・五平方メートル以上とすること。ただし、十一・三平方メートル以上とすること。

(2) 浴室

(i) 共同浴室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むこと。

- 4 期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、
介護医療院であるユニット型指定介護予防短
期入所療養介護事業所の設備について規定す
る。
- 5 前各号に規定するもののほか、療養病床を
有する診療所であるユニット型指定介護予防
行規則第二十一条の四において準用する同令
期入所療養介護の提供に支障がない場合は、
この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施
設規則第二十一条の四において準用する同令
期入所療養介護の提供に支障がない場合は、
この限りでない。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を
有する診療所であるユニット型指定介護予防
短期入所療養介護事業所は、消火設備その他
の非常災害に際して必要な設備を設けること
とする。

- (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備
- (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (ii) 身体の不自由者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
- (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由者が使用者の不自由な者に適したものとすること。
- ハ 機械訓練室
- 機械訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- 二 浴室
- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前各号から二までに掲げる設備は、専ら該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 五 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 3 2 第二百六条 (利用料等の受領)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 第三百零一条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受けた利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 2 第三百零二条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 4 2 第三百零三条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の支払に當たつては、次に掲げる事項についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 4 第三百零四条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講せらるる研修を受講するよう努めなければならない。
- 5 第三百零五条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な

ための場所としてふさわしい形狀を有すること。

法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

- 5 第三百零六条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百五十五条规定するユニット型指定短期入所療養介護事業者）に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者（「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第百五十五条规定するユニット型指定短期入所療養介護事業者）に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条规定の四第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 三 滞在費の負担限度額
- 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（厚生労働大臣が別に定めた場合を除く。）
- 五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定めた必要となる費用）
- 六 理美容代
- 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることができ適と認められるもの
- 七 5 第三百零七条 (運営に関する基準)
- 前各号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによればならない。
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- 八 第三百零八条 (運営に関する基準)
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 四 二夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 五 一日間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 六 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
- 七 1 第三百零九条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によつてユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 8 第三百一十条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に對し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講せらるる研修を受講するよう努めなければならない。
- 九 第三百一十一条 (運営に関する基準)
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な

範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ)数以上(利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない)。

ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数(準用)

第二百十条 第百八十九条、第一百九十五条、第二百二十一条の二の九十四条及び第二百九十五条(第二百二十条の二の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百九十四条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第二百十条において準用する次条」と、第二百九十五条中「第二百九十二条」とあるのは、「第二百七条」と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつての留意事項)
第二百十一条 指定介護予防短期入所療養介護の利用者が、その有する能力に応じて、自ら

の生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 (看護及び医学的管理の下における介護)
第二百十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行わなければならぬ。
2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行なうことをもつて入浴の機会を提供供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、利用者に心身の状況等に応じて、必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行なう離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者による看護及び介護を受けさせてはならない)。

(食事)

第二百十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。
5 (その他のサービスの提供)
第二百十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行なうこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

3 (従業者の員数)
第二百十五条 第百九十六条から第二百九十九条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百九十七条中「第二百八十六条」とあるのは、「第二百四条」と、「前条」とあるのは「第二百五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

4 第二百六十六条から第二百二十九条まで削除
第一節 基本方針

5 第二節 人員に関する基準

同じ。に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業者が指定期間内に規定する計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行なう者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が指定期間内に規定する計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのでなければならない。
4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定期間内に規定する計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのでなければならない。
5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定期間内に規定する計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのでなければならない。
6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定期間内に規定する計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのでなければならない。
7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行なう離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に取り替えなければならない。

8 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されることは、ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

9 第八条の二第九項に規定する計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すのでなければならない。

10 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）	2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居住サービス等基準第百七十四条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が同一の施設において一体的に運営される場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
三 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とす	（1）常勤換算方法で、利用者及び生活相談員常勤換算方法で、利用者及び生活相談員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことにより、看護職員の数は次のとおりとすること。
四 機訓練指導員 一以上	（2）総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
五 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）	（3）総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

六 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員の員数による。	4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、他に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人を常勤とするものとする。
七 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者は（第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	5 第一項第二号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
八 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいづれか一人が常勤であれば足りるものとする。	6 第一項第三号又は第二項第四号の計画作成担当者は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該特定施設の介護居室（指定介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていること）に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
九 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のための使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。	7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

一 介護機器を複数種類活用していること。	二 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護の実施を定期的に確認していること。
二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検	三 利用者の安全及びケアの質の確保
三 勤務状況への配慮	四 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び
四 緊急時の体制整備	五 安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、初期消火及び延焼の抑制
五 勤務状況への配慮	六 機能訓練室は、機能を十分に發揮し得る適度な広さを有すること。
六 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	七 前各項に定めるものほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。

一 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活	二 者生活介護を行うための室をいう。以下の章において同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時に移して介護を行うための室が確保できる場合には、適当な広さの場所が確保できるものとする。
二 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とす	三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、初期消火及び延焼の抑制
三 機訓練指導員 一以上	四 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活
四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）	五 安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、初期消火及び延焼の抑制
五 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とす	六 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
六 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活	七 前各項に定めるものほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。

介護の事業が同一の施設において一括的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百七十七条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百三十四条 指定介護予防特定施設入居者生

活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百四十条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第二百三十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用するのを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自

ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第二百三十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(サービスの提供の記録)

第二百三十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記入しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

4 第二百三十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他

の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される

便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せることが適当と認められるもの

第二百三十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を三月に一回以上開催することともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に実施すること。

(運営規程)

第二百四十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ことに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針
二 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
三 入居定員及び居室数
四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
六 施設の利用に当たつての留意事項
七 緊急時等における対応方法
八 非常災害対策
九 虐待の防止に関する重要な事項
十 その他運営に関する重要な事項
十一 勤務体制の確保等

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（協力医療機関等）

第二百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

第二百四十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退

院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百四十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を伴う等の地域との交流に努めなければならない。

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。（記録の整備）

第二百四十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。

1 介護予防特定施設サービス計画

2 第二百三十七条第一項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

3 第二百三十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

4 第二百四一条第三項の規定による結果等の記録

5 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

6 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

7 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第二百四十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的方法に関する基準

第二百四十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本的取扱方針

第五節 介護予防のための効果的な支援

1 指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心としたサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行ふものとする。

7 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行つる期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用

三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の八まで、第五十三条の十から第五十三条の十二まで、第五十三条の十から第五十三条の十二及び第五十三条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条、第五十三条の四第一項中「介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防特定施設従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援

1 指定介護予防特定施設従業者との協議の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

2 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の介護予防特定施設従業者と協議の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならぬ。

4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを中心としたサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行つる期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用

者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。

八 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

九 第一号から第七号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第二百四十八条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならぬ。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清きしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならぬ。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第二百四十九条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならぬ。

(相談及び援助)

第二百五十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならぬ。(利用者の家族との連携等)

第二百五十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。(准用)

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本

方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(趣旨)

第二百五十三条 第一節から前節までの規定にかかるわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者が委託する事業者(以下この節において「基本サービス」という)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が受託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行ふものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百五十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一以上

2 二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又はその端数を増すごとに増すごとに一以上であること。

三 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定介護予防特定施設の従業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

第二百五十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設の従業者(第一項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。

三 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、か

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上(第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)を標準とする。二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上(第二項の場合にあっては、介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者(以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。

三 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)及び当該介護予防特定施設の従業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)の事業が同一の施設において一體的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受けたる入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の事業が同一の施設において一體的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

二 外部サービス利用型指定特定施設従業者の員数

二、常勤でなければならない。ただし、利用者

(第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、

当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

三、常勤でなければならない。

六 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならぬ。ただし、利用者(第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

二 第二項の場合にあっては、介護予防特定施設

三 第二項の場合にあっては、介護予防特定施設

四 第二項の場合にあっては、介護予防特定施設

五 第二項の場合にあっては、介護予防特定施設

六 第二項の場合にあっては、介護予防特定施設

七 第二項の場合にあっては、介護予防特定施設

滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。

4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならぬ。

- 一 居室は、次の基準を満たすこと。
- イ 一の居室の定員は一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができまするものとする。
- ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適切な広さであること。
- ハ 地階に設けてはならないこと。
- ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- 四 食堂は、機能を十分に發揮し得る適切な広さを有すること。
- 五 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 六 指定介護予防特定施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定施設に入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定施設において一体的に運用されている場合あつては、指定居宅サービス等基準第百九

十二条の六第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第二百五十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要な事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

5 第二百六十一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業者とごとに文書により締結しなければならない。

6 第二百六十二条 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者への委託

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第二百六十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業者とごとに文書により締結しなければならない。

7 第二百六十四条 受託介護予防サービス事業者は、指定第一号訪問事業に係るサービス

8 第二百六十五条 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る)に係るサービス

三 入居定員及び居室数

四 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地

六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要な事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第二百六十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業者とごとに文書により締結しなければならない。

12 第二百六十七条 受託介護予防サービス事業者は、指定第一号訪問事業に係るサービス

13 第二百六十八条 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る)に係るサービス

14 第二百六十九条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たつて契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

15 第二百七十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たつて契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

16 第二百七一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受ける場合にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結しなければならない。

17 第二百七十二条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

18 第二百七十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

四 第二百五十九条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設に入居する際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

5 第二百六十条 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

6 第二百六十四条 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(指定通所介護)、指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問問介護をいう。以下同じ)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ)、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ)、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百厚生労働省令第三十四号)第十九条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護予防(記録の整備)

7 第二百六十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 第二百六十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

四 第二百六十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 第二百六十三条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- 三 前条第八項の規定による結果等の記録
- 四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 次条において準用する第二百三十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 八 次条において準用する第二百三十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 次条において準用する第二百四十二条第三項の規定による結果等の記録

第二百六十二条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の八まで、第五十三条の十から第五十三条の十一まで、第一百二十条の四、第一百三十九条の二、第一百三十九条及び第二百四十二条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十まで、第一百三十五条から第二百三十八条まで、第一百三十九条及び第二百四十二条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十まで、第一百三十五条から第二百三十八条まで、第一百三十九条及び第二百四十二条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入浴介護従業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは、「第二百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護従業者」である。

「外部サービス利用型介護予防特定施設從業者」と、第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは、「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第二百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは、「基本サービスを」と、第二百四十一項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは、「基本サービス」と読み替えるものとする。

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(受託介護予防サービスの提供)

第二百六十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置

を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第二百六十四条 第二百四十六条第二百四十七条第二百五十条及び第二百五十一項の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百四十七条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとす

る。

第二百六十五条 指定介護予防福祉用具貸与 第一節 基本方針

第二百六十五条 指定介護予防福祉用具貸与に該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条の二第十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいわゆる介護予防福祉用具貸与」とある。

第二百六十六章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針

第二百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第一節 基本方針

第二百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所施設等の職務に従事することができるものとする。

第二百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第二節 設備に関する基準

第二百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第二百六十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間

う。以下の章において同じ。の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第二節 入員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与事業を行なう者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)に置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二条)第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準第九百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者)と、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであることを講じなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、指定居宅サービス等基準第九百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与事業所において同一の事業所において、同一の事業所において、一体的に運営されているものとみなすことができる。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

1 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

1 福祉用具の消毒のために必要な器材

2 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであることを。

2 福祉用具の消毒のために必要な器材

2 福祉用具の消毒のために必要な器材

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第九百九十三条に規定する指定福祉用具貸与事業者と、以下同じ。)の事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第九百九十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所施設等の職務に従事することができるものとする。

2 第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百六十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者是指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間

第二節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百八十二条 指定特定介護予防福祉用具販売事業を行なう者は、(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う。

用具販売事業者(以下、「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)と置くべき福祉用具販売専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受けの場合であつて、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売事業との同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、次に掲げる各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ當該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一项 防災用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準第二百八十二条第一項
第二项 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第二百六十六条第一項
第三项 指定特定福利用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第二百九十四条第一項

指定期間は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第二百八十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（第三節 営業に関する基準）

第三節 営業に関する基準

第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第一项 設備に関する基準
第二项 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合について、指定期間は、指定期間は、(以下「指定期間」といふ。)と置くべき福祉用具販売専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

第二百八十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供が必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

（第二節 営業に関する基準）

第二项 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定期間は、指定期間は、(以下「指定期間」といふ。)と置くべき福祉用具販売専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

第一项 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定期間は、指定期間は、(以下「指定期間」といふ。)と置くべき福祉用具販売専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

つて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 営業に関する基準

（サービスの提供の記録）

事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（第三節 営業に関する基準）

第二百八十五条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供する。

（第三節 営業に関する基準）

第二百八十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（第三節 営業に関する基準）

第二百八十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額(以下「販売費の額」といいう。)の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

（第三節 営業に関する基準）

第二百八十八条 指定特定介護予防福祉用具のパンフレット(記録の整備)

事業者は、(以下「パンフレット」といふ。)と置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

（第三節 営業に関する基準）

第二项 領収書
第一项 入浴介護従業者(記録の整備)

第一项 指定特定介護予防福祉用具販売事業者の名称
第二项 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
第三项 領収書

（第二節 介護予防のための効果的な支援方針）

第二项 第三百九十九条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画(指定期間は、指定期間は、(以下「指定期間」といふ。)と置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。
（第三節 介護予防のための効果的な支援方針）

第一项 指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとところによるものとする。
（第三節 介護予防のための効果的な支援方針）

第一项 指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとところによるものとする。
（第三節 介護予防のための効果的な支援方針）

第二项 指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとところによるものとする。
（第三節 介護予防のための効果的な支援方針）

第一项 指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとところによるものとする。
（第三節 介護予防のための効果的な支援方針）

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行ふものとする。

五 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用者上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合に、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

九 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百九十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境

を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しない。

二 指定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防福祉用具販売計画が既に作成されている場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

三 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

四 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用するに付随して、特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行ふものとする。

第十四章 雜則

(電磁的記録等)

第二百九十三条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四十九条の五第一項(第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十三条、第一百四十一条、第五十五条、第六十六条、第一百八十五条、第一百九十五条、(第二百十条において準用する場合を含む)、(第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十八条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)及び第二百三

二 条第一項(第二百六十二条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第二条 指定居宅サービス等基準附則第三条の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一括して、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行ふものとする。

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (施行期日)
(経過措置)

第二条 指定居宅サービス等基準附則第三条の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一括して、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行ふものとする。

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)附則第三条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行なうユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一括して、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行ふものとする。

第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかるわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上

の広さを有しなければならない。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬ。

第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病床を有するものについては、当該規定にかかるわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病床を有するものについては、当該規定にかかるわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方米以上としなければならない。

第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病床を有するものについては、当該規定にかかるわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方米以上としなければならない。

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十一年厚生省令第三十七号)附則第二項の適用を受けて受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期

メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第十一条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかるらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

第十二条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかるらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

第十三条 指定居宅サービス等基準附則第十条の規定の適用を受けているものについては、第二百三十三条第三項の規定にかかるらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

第十四条 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第二条に規定する経過的要介護に該する者については、第二百三十一第一条第二項第二号イ中「三」とあるのは「十」と、第二百五十五条第二項第二号中「十」とあるのは「三十一」とする。

第十五条 この省令の施行の際現に存する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、

第二百三十三条第四項第一号イ及び第二百五十七条第四項第一号イの規定は適用しない。

第十六条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホームにあつては、第二百五十七条第四項第一号ホ及び同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が立てられていれば足りるものとする。

第二十条 第二百五十五条の規定にかかるらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当事とする。

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月一三日厚生労働省令第三三三号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第八〇〇号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三六号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一五六号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一厚生労働省令第五四号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一厚生労働省令第七七七号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一厚生労働省令第一三五号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

